

幼保連携型認定こども園の認可について

1 概要：

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づき、市長が幼保連携型認定こども園の認可を行うに当たって、当分科会の意見を伺うもの。

No.	項目	内容
1	新施設名称 (現行名称)	リズムの丘こども園 (勿来リズム学園幼稚園)
2	認可申請日	R1. 7. 31
3	認可予定日	R1. 11. 1
4	施設類型	幼保連携型
5	認可・利用定員 (1～3号) /現利用定員 (人)	101 (認定こども園) /80 (幼稚園)
6	法人名	学校法人勿来リズム学園
7	代表者 (理事長) 名	根本 克行
8	施設長 (園長) 名	同上
9	施設所在地	勿来町関田北作 115
10	現・施設類型	幼稚園 (新制度)
11	施設整備補助	有り (増築)
12	整備竣工月	R1. 7
13	認可基準 (市条例) ※の適否	適 : P. 2 以降
14	新類型認可定員/ 現行類型認可定員 (人)	101 (認定こども園) /80 (幼稚園)

※市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等

1 主な基準と確認内容及び項目ごとの基準※適合の適否等

(※市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等)

条項等	基準 (条文抜粋 (一部省略等あり))	確認内容	適否																					
第5条	(学級の編製の基準) ・ 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制。	・ 3歳児 > 2学級 ・ 4歳児 > 1学級 ・ 5歳児 > 1学級 合計：4学級	○																					
	・ 1学級の園児数は、30人以下。	・ 3歳児 > 14人、12人 ・ 4歳児 > 26人 ・ 5歳児 > 28人	○																					
第6条	(園舎及び園庭) ・ 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。	・ 実地調査及び図面により確認	○																					
	・ 園舎は、2階建て以下を原則。特別の事情があるときは、3階建て以上とすることができる。	・ 実地調査及び図面により2階建てであることを確認 ※2階は倉庫であり、保育の用途に使用していない。	○																					
	・ 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則。	・ 実地調査及び図面等により、同一敷地内であることを確認	○																					
	<p>・ 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次の規定により算定した面積</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第7条</p> <p>6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> </div>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	<p>【A. 必要面積】</p> <p>(1) : $320+100 \times (4 \text{ 学級}-2) = \underline{520 \text{ m}^2}$</p> <p>(2) :</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>① 面積基準</th> <th>② 定員</th> <th>①×② 必要面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0・1歳児</td> <td>3.3 ㎡</td> <td>9人</td> <td>29.7 ㎡</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>1.98 ㎡</td> <td>12人</td> <td>23.76 ㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>53.46 ㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)+(2) = $520 + 53.46 = \underline{573.46 \text{ m}^2}$</p> <p>【B. 実際の面積(延床)】</p> <p>882.13 ㎡</p>		① 面積基準	② 定員	①×② 必要面積	0・1歳児	3.3 ㎡	9人	29.7 ㎡	2歳児	1.98 ㎡	12人	23.76 ㎡	合計			53.46 ㎡
学級数	面積 (㎡)																							
1学級	180																							
2学級以上	320+100×(学級数-2)																							
	① 面積基準	② 定員	①×② 必要面積																					
0・1歳児	3.3 ㎡	9人	29.7 ㎡																					
2歳児	1.98 ㎡	12人	23.76 ㎡																					
合計			53.46 ㎡																					

・ **園庭の面積**は、次に掲げる面積を合算した面積以上。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積 (㎡)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

イ 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(参考) 条例附則第5項
当分の間、幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園における園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
・上記(1)ア+(2)

【A. 必要面積】

(1) ア : $400+80 \times (4 \text{ 学級}-3) = 480 \text{ ㎡}$

イ : $3.3 \text{ ㎡} \times 80 \text{ 人} = 264 \text{ ㎡}$

	定員
3歳	26人
4歳	26人
5歳	28人
合計	80人

⇒いずれか大きい方なのでア **480㎡**

(2) $3.3 \text{ ㎡} \times 12 \text{ 人} = 39.6 \text{ ㎡}$

(1)+(2) = $480 + 39.6 = 519.6 \text{ ㎡}$

【B. 実際の面積】

1,001.90㎡

○

第7条

(設備の基準)

・ 園舎には、次に掲げる設備（乳児室又はほふく室については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限り。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1)職員室 / (2)乳児室又はほふく室
(3)保育室 / (4)遊戯室 / (5)保健室
(6)調理室 / (7)便所
(8)飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

・ 図面及び実地調査により各設備を確認

- 職員室
- 乳児室又はほふく室
- 保育室
- 遊戯室
- 保健室
- 調理室
- 便所
- 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

○

・ 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

・ 食事を提供する園児数は20人以上となり、調理室が必要となるが、当該施設についての整備及び必要な設備を確認

○

・ 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

・ 実地調査により確認

○

・ 次の各号に掲げる**設備の面積**は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

(2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

	年齢	面積基準 (A)	定員 (B)	必要面積 (A×B) (C)	実際の面積 (D)
(1)	0・1	3.3㎡	9人	29.7㎡	37.16㎡
	2		12人	23.76㎡	28.26㎡
(2)	3	1.98㎡	26人	51.48㎡	101.84㎡
	4		26人	51.48㎡	60.05㎡
	5		28人	55.44㎡	61.27㎡

○

	<ul style="list-style-type: none"> 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、規則で定める設備を備えるよう努めなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 第2条 条例第7条第7項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。 (1)放送聴取設備 / (2)映写設備 / (3)水遊び場 (4)園児洗浄用設備 / (5)図書室 / (6)会議室</p> </div>	(努力義務) ■放送聴取設備 ■映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室 (図書コーナー) ■会議室 (兼応接室)	○																																		
第8条	(園具及び教具) <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 実地調査により確認・指示済 ■ピアノ等の楽器、その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他 (AED) 	○																																		
第9条	(職員の配置の基準) <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、別表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 (条例別表) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">園児</th> <th style="width: 80%;">員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上 満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上 満4歳未満</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児	員数(人)	満1歳未満	おおむね3人につき1人	満1歳以上 満3歳未満	おおむね6人につき1人	満3歳以上 満4歳未満	おおむね20人につき1人	満4歳以上	おおむね30人につき1人	<ul style="list-style-type: none"> クラス編成表・職員名簿等により確認 利用定員における必要職員数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年齢</th> <th style="width: 15%;">① 基準</th> <th style="width: 15%;">② 定員</th> <th style="width: 55%;">③ 必要職員数 (②÷①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>1.0人</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>6人</td> <td>18人</td> <td>3.0人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>20人</td> <td>26人</td> <td>1.3人</td> </tr> <tr> <td>4・5</td> <td>30人</td> <td>54人</td> <td>1.8人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>101人</td> <td>7.1人 ≒7人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 職員名簿等により、交代要員等も含め15人の職員(有資格者)を確認 (時間毎の平日、土曜日のシフトもチェックし基準を満たすことを確認済み) 	年齢	① 基準	② 定員	③ 必要職員数 (②÷①)	0	3人	3人	1.0人	1・2	6人	18人	3.0人	3	20人	26人	1.3人	4・5	30人	54人	1.8人	合計		101人	7.1人 ≒7人	○
園児	員数(人)																																				
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																				
満1歳以上 満3歳未満	おおむね6人につき1人																																				
満3歳以上 満4歳未満	おおむね20人につき1人																																				
満4歳以上	おおむね30人につき1人																																				
年齢	① 基準	② 定員	③ 必要職員数 (②÷①)																																		
0	3人	3人	1.0人																																		
1・2	6人	18人	3.0人																																		
3	20人	26人	1.3人																																		
4・5	30人	54人	1.8人																																		
合計		101人	7.1人 ≒7人																																		
	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条において準用する最低基準条例第25条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理 調理業務は委託。(シダックス㈱と委託契約) 	○																																		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園には、規則で定める職員を置くよう努めなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>規則第3条 条例第9条第5項の規則で定める職員は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 副園長又は教頭 (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) 事務職員 </div>	<p>(努力規定)</p> <p>■副園長又は教頭 <input type="checkbox"/>主幹養護教諭・養護教諭・養護助教諭 ■事務職員</p>	○
第10条	<p>(教育及び保育を行う期間及び時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。 (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程、年間行事予定表などにより確認 	○
第11条	<p>(子育て支援事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>認定こども園法施行規則第2条各号に掲げる次の事業のうち、1つ以上を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左表の5つの取組のうち、①を実施する予定であることを確認 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業及び一時預かり(幼稚園型)事業を実施予定 	○

2 利用定員設定と市計画（量の見込と確保方策）との整合について

R元年度勿来地区	1号 (3～5歳)	2号(3～5歳)		3号	
		教育希望(認定こども園利用の2号)	保育希望	1・2歳	0歳
量の見込(A)	519	290	466	400	87
確保方策(B)	779	156	464	332	87
認定こども園	344	156		96	15
うち、リズムの丘幼稚園	44	36		18	3
新制度幼稚園	220				
未移行幼稚園	215				
保育所			464	223	66
地域型保育事業				13	6
需給バランス(B)－(A)		126	▲2	▲68	0

3 確認基準における主なチェック項目

(認可施設について、次のチェックを実施し、いずれも「適」と判断するもの)

条項	項目	確認内容
第4条 第37条	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園・保育所は20人以上の設定であるか ・小規模保育事業A型は6人以上19人以下の設定であるか
第5条 第38条	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる「重要事項を記した文書」等を作成しているか(予定があるか) ・利用者の同意(利用の意思確認)の確認手法について
第6条	選考等	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子どもについて、定員を超えて利用申し込みがあった際の選考方法を定め、保護者に明示しているか
第9条	支給認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定を受けていない保護者からの利用申し込み等があった際、支給認定の申請に係る必要な援助を行っているか
第13条 第43条	利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ又は実費徴収を設ける場合、運営規程等に明示されているか ・入園料を設定していないか(幼稚園・認定こども園)
第15条 第44条	取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる類型ごとに、当該類型に定めるものに基づいて特定教育・保育を提供すること ➢幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ➢幼稚園：幼稚園教育要領 ➢保育所・地域型保育事業所：保育所保育指針
第16条 第45条	評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価を行う(義務規定)ほか、定期的に外部の者による評価(努力規定)を受けて結果を公表し改善を図ることを理解しているか
第17条	相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者の相談に適切に応じ、必要な助言等を行う立場にあることを理解しているか
第20条	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程を定めている(規則に規定する次の事項が適切に記載

第46条		<p>されている) か</p> <p>➤施設の目的及び運営の方針／提供する特定教育・保育の内容／職員の職種、員数及び職務の内容／特定教育・保育を行う日（1号定員設定がある施設は学期を含む）及び時間並びにその提供を行わない日／利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額／利用定員／利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項／緊急時等における対応方法／虐待の防止のための措置に関する事項／その他施設の運営に関する重要事項</p>
第21条 第47条	勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な教育・保育を提供できる勤務体制（職員の確保）が整っているか
第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生の防止ための指針等が整備されているか ・賠償責任保険等へ加入しているか（予定があるか）